

様式見本・記載要領

【書類名】 手続補足書
【提出日】 平成24年4月1日
【あて先】 特許庁長官殿
【事件の表示】
【出願番号】 商願2012-199999
【補足をする者】
【識別番号】 300000001
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
【氏名又は名称】 特許 太郎
【補足対象書類名】 商標登録願
【補足の内容】 本件手続をしたことに相違ありません。



記載要領

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則

様式第32（第21条関係）

以下の場合に使用する。

- ・意匠の願書、中間書類、審判書類に係る手続の補足（意思確認）
- ・商標の願書、中間書類、審判書類に係る手続の補足（意思確認）

1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- (3) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上とり、1ページは29行以内とする。
- (4) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」を用いてはならない。（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）
- (5) 提出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をな

べく記入する。

- (6) 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

2. 【提出日】について

なるべく提出する日を記載する。

3. 【事件の表示】について

- (1) 出願中のものについては、【事件の表示】の欄の次に【出願番号】を設けて「意願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。

<記載例>

意匠→【事件の表示】

【出願番号】 意願 2012－019999

商標→【事件の表示】

【出願番号】 商願 2012－019999

- (2) 審判に係属中のものについては、【事件の表示】の欄の次に【審判番号】の欄を設けて「不服○○○○－○○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、【出願番号】に出願の番号を記載する。

<記載例>

【事件の表示】

【審判番号】 不服 2012－199999

【出願番号】 商願 2009－499999

4. 【補足をする者】について


- (1) 識別番号の通知を受けていない者については、【識別番号】の欄は設けるには及ばない。
- (2) 【住所又は居所】は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。
- (3) 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、【氏名又は名称】の次に【フリガナ】欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- (4) 【氏名又は名称】は、自然人にあっては、氏名を記載しその横に印を押す。
法人にあっては、名称を記載し、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に印を押す。
- (5) 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、【氏名又は名称】（法人にあっては【代表者】）の横にはるものとする。
- (6) 日本に営業所を有する外国法人にあって、日本における代表者が手続を行うときは、【氏名又は名称】の次に【日本における営業所】の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- (7) 【補足をする者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

<記載例>

【補足をする者】

【識別番号】 300000001

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

【氏名又は名称】 特許 一郎 

【補足をする者】

【識別番号】 300000002

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目3番3号

【氏名又は名称】 実用 一郎 

5. 【補足対象書類名】について

「意匠登録願」、「商標登録願」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」のように補足する書類名を記載する。

6. 【補足の内容】について

電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨を記載する。

<記載例>

【補足の内容】 本件手続をしたことに相違ありません。